

日本計量新報

計測と科学
日本計量協会
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
E-MAIL: jic@jic.or.jp

Yamato

業界初の振動除去機能を搭載して作業効率アップ
デジタル式上皿自動はかり

"UD9-1V/1VD"



天和量衡株式会社
電話 076-914-8577

2005年度東北・北海道計量大会開かれる

7つの協会関係者184名が参加、協会事業に絡む計量法改正に関心

各協会、法改正は死活をかけた一大事

2005(平成17)年度東北・北海道計量大会ならびに東北6県北海道計量協会連合会総会が、10月5日午後、岩手県盛岡市のホテルメトロポリタン・ニューウイングで7つの協会関係者184名が参加して開かれた。連合総会議事では、はかりの定期検査などに関する計量士の業務のあり方、これと連結する協会事業の行方に絡む計量法の改正作業の推移に大きな関心が寄せられた。指定期検査機関制度と計量士の業務に絡む規定の改正が、協会事業の運営に寄与することを期待しての本音もいえる。大会ならびに総会では「地域計量団体は、計量関係の知識・技術情報の集積を図り、企業および住民に対する情報提供センタ―的役割を果たすと共に、その機能を通じて正確な計測・計量の普及と消費生活の安定に貢献する」とする内容の決議文を採択した。



計量協会事業に占める「査」と計量士の役割、ならはかりの検査事業の割合が拡大しているなか、いま作業が進行している計量法改正の行方が同事業の死活に関わるため、各協会ともはかりの定期検査に望む空気が強くなっている。

(社)福島県計量協会は、計量器の検査、計量士に係る制度内容はどのようになり、地方計量協会はどのように対処しているのか、と質問し、宮城県計量協会も「計量器の検査・検定、計量士に係る

上皿デジタルはかり
TANITA
最大秤量 5,000g
最小秤量 0.01g



制度について今後の方向性を聞きたい旨を述べた。

(社)青森県計量協会は、計量法改正に関して次の2項目の質問をした。①計量士に関する制度を見直す具体案とその理由付けについて、②一般計量士資格認定制度の実務経験の期間緩和について。以上の質問は、経済産業省知的基盤課計量行政室に対して発せられたものであるが、行政室担当官の出席はなかった。

(社)秋田県計量協会は検定所職員だった高齢の計量士が、はかりの検査のために使用する分銅の持ち運びの負担に耐えられない状態なので、基準分銅を使用しない方法が技術面から考えられないかという旨の質問を、(独)産業技術総合研究所の係官に出したところ、これまでの関連の研究等では無

理であったことの回答があった。

【解説】論説員横田俊英

都道府県の計量協会の存立基盤ならびに会員構成は計量法の事業規制や諸制度によって変化を余儀なくされる。計量器販売事業者の事業規制が登録制から届出制に変わり、体温計ならびに血圧計販売のための届出義務がなくなったことで、これまで地方計量協会会員であった薬局等の人びとが会員から抜ける傾向に

K-2型防水式

はね式指示はかり 専門メーカー



富士計器製造(株)
e-mail: kb571338@magic.matsita.co.jp
TEL: 0277-4814555

あり、はかり販売の金物店なども同じである。会合の決議文には「組織拡大、会員拡大」をうたうものの現実には会員数の減少の一途であり、計量器販売の事業規制の緩和がさらに続けば、現状でも格好悪い規模の会員

今週の主な記事

- ① 東北・北海道計量大会開く、計量制度検討小委告知
- ② 第3WG第3回、改正計量法施行、標準物質検量見舞集
- ③ 第一計器製造、新JIS制開始、MJA P事業改定見舞集
- ④ 寄稿、養輪善蔵氏「計量法改正雑感」
- ⑤ 寄稿、黒須茂氏「APMF2005開催」
- ⑥ 新連載、計量測測の美しい流れを訪ねて(1)
- ⑦ 第1回計量行政協議会資料(7)、計量法改正条文ほか
- ⑧ 私の履歴書、齊藤勝夫(9)、社説「計量心とくち×メモ」
- ⑨ 新製品「ニュー・ス、口電検・40年史刊行ほか」

日本で唯一のトラック用
マットスケール 軸重 30t

日本ダイナマット株式会社

〒172-0836 東京都板橋区板橋5-1-1
TEL: 03-3581-2081

依拠する事業ではない。

地方公共団体が実施するのははかりの定期検査等の仕事を、計量行政機関が直接に実施しないことがこの関連業務の流れであり、地方の計量協会その他の組織・機関に実質的に移管している。

東北と北海道の計量協会の会合で議題として取り上げられた計量法改正に関する動きへの質問の意図は、計量協会事業に関連するはかりの定期検査がらみの制度改正で不利な条件が生じはしないかという危惧があつてのことである。

第2回計量制度検討小委開催

第2回計量制度検討小委員会が10月24日(月)午前10時から、経済産業省で開かれる。現在、傍聴登録を受け付けている。締切は10月20日(木)昼12時。

湿度の校正はSATO

株式会社 佐藤計量器製作所

〒000-0001 北海道札幌市中央区南一条西1-1-110

TEL: 011-231-1111 FAX: 011-231-1112

E-MAIL: info@sato.co.jp

湿度計の校正はSATO

湿度計の校正はSATO

湿度計の校正はSATO

第3WG第3回会合開く

JCSSSの整備状況と課題、発展材料など

計量制度検討小委員会第3ワーキンググループ(WG)第3回会合が10月6日、東京・霞が関の経済産業省で行われた。初めに、第2回会合の議事録(案)が委員に配布された。各自目を通した上で、意見がある点は反映させるとし、承認は次回に持ち越された。

計量標準・物質供給のあり方を検討する第3WGは、積極的によりアライングを行っている。第3回会合は計量法に基づくJCSSS(校正事業者認定(登録)制度)の認定機関と認定(登録)事業者

制度は成長、課題も

瀬田委員は、試験所認定の現状と可能性について述べた。1993(平成5)年の計量法改正によってNITE認定センターが設立された経緯を踏まえ、JCSSS認定登録事業者数の拡大や、整備状況と現状の課題を述べた。(御製品評価技術基盤機構(NITE)認定センター所長 瀬田勝男委員、財団法人品質保証機構(JQA)理事 杉山喬委員、財団法人計量振興協会(日計振)認定事業者部会幹事山領泰行委員が担当した。

10月からの計量法改正

手数料令、検則、品質管理細目

J-1S認証機関も「事務の合理化」適用

経済産業省は9月30日付で、計量法施行規則の一部を改正する省令を公布した。10月1日から施行された。

これは計量法関係手数料令(平成5年政令第340号)別表第1第13号及び第14号の規定に基づくもので、10月1日施行の新J-1Sマーク制度に対応した改正となる。3月15日に公布した計量法

2者が、整備状況と現状の課題を述べた。(御製品評価技術基盤機構(NITE)認定センター所長 瀬田勝男委員、財団法人品質保証機構(JQA)理事 杉山喬委員、財団法人計量振興協会(日計振)認定事業者部会幹事山領泰行委員が担当した。

JCSSSは日本の計測トレーサビリティ確立に貢献しており、分野や使用実績も拡大している。FAA(米連邦航空局)審査での免責措置など、国際的にも認められた存在になりつつある。

計量法に基づくMLA P(特定計量証明事業者認定制度)は、環境ホルモンの検出への信頼性という社会的要求に対し、差し迫って作られた制度であるが、短期間で多くの事業者を認定し、事業者

の水準向上に貢献した。民間活力を導入した認定制度の好事例といえる。

JCSSSの問題点としては、校正できる量を法

で規定しているのが、フレキシブルな対応ができない。認定センターではAS/NITEプログラムを用意しているが、ブランド力が弱い。認定対象が校正のみのため、基準

器検査の代替が完全にはできない。計量法が国際規格を完全に満たしていないので、国際相互承認の対象とならないケースもある、という事例が報告された。また、日本独自の制度であり、国際規格を満たさないMLAPの問題点も指摘した。

ヒアリングを受け、基準器検査の代替を満たせるよう、機器の性能にまる

るよう、機器の性能にまる

でJCSSSを拡げる、国際承認に完全に入るよう

制度を改正すべき、という意見が出た。

ユージーにはJCSSSの啓発が必要

杉山委員は校正業務の実施概要と社会的要請を述べた。JQAはJCSSSではカバーできない校正分野について、米国試験所認定協会(A2LA)から認定を取得した。これは自動車関係のマネジメント規格であるQS-9000を取得する顧客の要望にこたえるため。

JQAではJCSSSロゴ付き、A2LAロゴ付き、ロゴなしの3種類の校正証明書を発行しているが、発行件数の比率は順に19%、45%、36%となっている。A2LAロゴ付きが多いのは、校正範囲が多岐にわたっている点が多い。

技術の確認ができればロゴは不要というユージーもおり、認定(登録)の重みを持つJCSSSの利用を啓発することが必要なのではないか、という声

が委員の中から上がった。

制度の検討に当たっては、JCSSS認定(登録)事業者が発行しているJCSSS以外の校正証明書

の件数を調査し、普及状況を把握したうえで、認定品目・範囲の拡大、JCSSSの普及啓発策を検討してはどうか、とまとめ

た。

「登録」の語感でイメージダウン

日計振は、認定事業者部会会員である登録(認定)事業者37社に対し、アンケート調査を行った。うち22社から回答を得た。山領委員は、このアンケート結果をもとに、登録(認定)事業者の現状を報告した。

校正件数は22社で18万6000件にのぼる。うちJCSSS校正は23%だが、JCSSSの範囲内の校正であるのにロゴマークを付けない校正は31%を占めた。顧客がJCSSSを求める理由は、そのステータスもあるが、品質マネジメントシステムの要求など、強制的、「外

庄」によるところが大きい。

い。ISO認証機関にも、JCSSSの必要性が浸透していないので、普及に努めるべきである。

標準供給の問題点としては、海外に比べ品目が少なく、範囲も不足している。日本で供給できないものは海外の標準を採用してもいいのではないかと、という回答もあった。

トレーサビリティ体制が広がっているという回答があった。また、事業者によっては維持費用が増大したり、登録更新費用や登録免許税など、新たな負担増もデメリットであるとした。

第3WGでは、引き続き関係者のヒアリングを数回にわたって行う。次回

は10月26日の予定。

施行規則の一部改正の補完として、新J-1Sマーク制度に基づく登録認定機関も「審査の事務の合理化」が適用され、JCSSS登録時に手数料が減額される対象となる。

進む検則のJ-1S引用

また、電子回路を有する特定計量器の試験方法についての告示(平成12年通商産業省第494号)の一部も改正、10月1日から施行された。特

定計量器検定検査規則(検則)の一部を改正する省令(平成17年経済産業省令第41号)第3条の施行に伴うもの。

従来、検則で詳細に設定していた技術基準のほとんどが、一連の検則改正によって、J-1S規格を引用する形となっている。今年3月の検則改正で削除された箇所については、当該告示を引用していたが、10月1日のタクシーメーター新検則の施行に伴い、当該告示を廃止した。

水道、温水メーター細目制定

同省は9月30日付で、水道メーター及び温水メーターに係る品質管理の方法の細目を公示した。10月1日に制定された。指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77

号)第3条第2項の規定に基づくもの。水道メーター及び温水メーターについて検則を改正し、10月1日から施行した。この改正内容に合わせて、細目も制定し直した。(6面に条文を掲載)

パブリックコメント募集

「今後の標準物質の供給体制について」

経済産業省の産業構造審議会産業技術分科会・日本工業標準調査会合同会議的基盤整備特別委員会「標準物質の供給体制のあり方に関するワーキンググループ(WG)」は、今後の標準物質の供

給体制について(案)に対する意見を募集している。標準物質をめぐる環境の急変を受け、同WGは2003年から8回の審議、ヒアリングを行った。意見は、報告書取りまとめの参考とする。

WGの概要、報告書(案)は経産省ウェブサイト <http://www.meti.go.jp/feedback/data/151006ai.htm> からダウンロードできる(PDF形式)。

意見の提出は電子メール、FAX、郵送で受け付ける。電子メール及びFAXは10月28日(金)午後6時まで。郵送の場合は同日必着。いずれの場合も意見提出用紙の様式に従って提出する。電子メールは添付ファイルでの提出は不可。

【意見提出様式】①宛先(担当宛)②氏名(企業・団体の場合は、企業・団体名)③住所(郵便番号)④電話番号⑤FAX番号⑥意見⑦該当箇所(別紙のどの部分についての意見か、該当箇所がわかるように明記)⑧意見内容、理由⑨意見提出先及び問い合わせ先は、経済産業省産業技術環境局知的基盤課標準物質担当。〒100-8901、千代田区霞が関1-3-1、電話03-3501-9279、FAX03-3501-7851、電子メール gaecbh@meti.go.jp。



VIBRA
Measure the Future

また機器に電圧を印加すると振動や変位が検出される原理を利用し、力や質量を測定するVIBRA独自の直交式センサ。

**独自の技術で進化する
VIBRA電子はかり**

新製品特集(1)



SO140 00に
対し、圧力
パン(1M
Pa)以下
で150℃

乾電池(DC9V)式のためデジタル表示ながら配線が不要。手間を

性を持つ。充電電池(オプシオン)使用の場合、I

線性±0.5%R、C
▽ヒステリシス±0.5%R、C、▽繰り返し性±0.5%R、C

⑤充電電池使用の場合、ISO14000に対応。
【センサ部仕様】▽非直線性±0.5%R、C

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

④電池式のため配線不要のデジタル表示。

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

△材質△受圧接続部
SUS316L、(放熱フィン部) SUS303

第一計器製作所 サニタリ用デジタル圧力計 「DSHL」シリーズ

【特長】①封入液を用いない構造で安心・安全。

②スチーム滅菌可能、HACCP対応。

③IP65相当の保護等級。

④電池式のため配線不要のデジタル表示。

⑤充電電池使用の場合、ISO14000に対応。

【センサ部仕様】▽非直線性±0.5%R、C



50年ぶりに改正、より使いやすい制度へ

新JISマーク制度スタート

工業標準化法の改正に基づき、新JISマーク制度が、10月1日からスタートした。1949(昭和24)年の工業標準化法制定から50年以上を経ての改正となる。ポイント、制度の国際整合化や民間活力の一層の活用、指定品目

制度の廃止。

これにより、企業間取引におけるツールとしての活用や、市場での新たなJISマーク商品の登場が期待される。

新制度の主な特徴は次の4点。①国に代わり、登録された民間機関が認証を行う仕組みへ転換。②国が民間機関を登録する際は、ISO/IECの定めた国際基準に基づき判断する。また、登録認証機関も、国際的な基準に基づき、工場の品質管理体制の審査を行う。③国が指定した製品に限ってJISマークの表

示を認めていた「指定商標」を廃止。認証可能なJIS製品規格がある全ての製品について、JISマークの表示が可能。④認証の申請対象者、内外の製造業者や加工業者に加え、国内の輸入業者や販売業者、海外の輸出業者に拡大。また、生産された特定数量の製品(ロット単位など)でも認証が受けられる。

【認証機関の概要】
◇財日本塗料検査協会
所在地 東京都渋谷区恵比寿3-12-18、東京塗料会館205号登録の区分A(土木及び建築)

◇財日本建築総合試験所
所在地 東京都中央区日本橋茅場町2-9-18、友泉茅場町ビル登録の区分A(土木及び建築)

◇財日本建築総合試験所
所在地 東京都千代田区丸の内2-5-2登録の区分A(土木及び建築)

◇財日本品質保証機構
所在地 東京都中央区日本橋茅場町2-9-18、友泉茅場町ビル登録の区分A(土木及び建築)

◇財日本品質保証機構
所在地 東京都中央区日本橋茅場町2-9-18、友泉茅場町ビル登録の区分A(土木及び建築)

◇財日本品質保証機構
所在地 東京都中央区日本橋茅場町2-9-18、友泉茅場町ビル登録の区分A(土木及び建築)

期待される。これに伴い、新制度における認証機関の登録も開始した。10月3日付けで、(財)日本塗料検査協会、(財)日本建築総合試験所、及び(財)日本品質保証機構が認証機関として登録された。同日、登録証が4機関に授与された。

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に
計量士の職域の拡大に

計量法の改正動向と計量士制度(2) 意見交換で業務拡大への期待など

分野があり、ある程度分類はあった方がよい、などの意見が出た。計量士資格に更新制が導入されるのかどうかに関心が高い。適正計量管理事業所(適管)のメリツトに関して、校正事業ができるシステムにしてもいいという要望もあつた。適管で計量管理業務を担っている計量士は、量目管理に関して適

管になっていない事業所でのトラブルが多い状況を紹介するとともに、役所の検査を受けた方が安心、また書類の手続き等が面倒であるからということで適管を返上する動きもあるとし、検査を官から民へ移し、管理は自分たちでやるものであることを広めたいと述べた。また適管事業所でも計量士の仕事で計量法関連以外の仕事が増えているという報告があつた。職域の拡大をお願いしているだけではだめで、自らのレベルを上げ

ていくことが必要であるとの意見も出た。司会の横尾理事は「計量士は今のままではいけない。これを打ち破るにはどうしたらいいか。今後、行政は従来の情報を流さなかつた。情報は共有化してこそいいものになる。今後、ほとんど情報を公開するよう希望する」と述べた。白石会長は、皆さんの要望は(財)日本計量振興協会の対応委員会を通じて計量法改正の審議に反映していきたい、と述べた。

MLAP認定事業者が改ざん 指示したクボタは役員ら6人を処分

(株)クボタの指示で、検査会社の日本検査(株)がダイオキシンの測定データを改ざんしていた。クボタは、10月1日付で副社長ら社内関係者6人を処分した。日本検査は、MLAP(特定計量証明事業者認定制度)の認定

が100%出資する子会社。改ざんした数値は2004年1月28日に2度測定した排ガス測定値。市との環境協定値(0.1ナノグラム以下)を超えていた。国が定める環境基準値(5ナノグラム以下)は下回っている。市は環境協定を結んでいるリテックス側に対し厳重注意した。内容は、▽1年1回だったダイオキシン測定を年4回に増やす

▽測定業者に圧力をかけることを防ぐため測定業者の選定などを市と協議する▽0.1ナノグラム以下とする現状の環境保全協定値をより厳しくする▽住民に情報公開する環境懇談会を早期に設置するなど。

業界初!! 乾電池式(DC9V)封入液なし
サニタリ用LCDデジタル圧力計
DSHL
従来の圧力計と配線の手間無しで、すぐに

計量法改正雑感

日本計量史学会会長 袁輪善蔵

(上)

計量制度には、統一性、とが必要なことと思えます。このような事から考

継続性、合理性が必要 えます。技術を担当する 規則の作成に参与して以

計量法という名は昭和 研究所とその教育を司る 来幾つかの改正に係わり

27年度量衡法が新しい 機関があり、総合的行政 ましたが、時代の変化と

に施行された時に始ま ましたが、時代の変化と 国際化の流れ等による法

りました。当時を思い起 を担当する部署があるこ 律の変化は非常に大きな

こしますと 技術立国を とは当然のことのように 律の変化は非常に大きな

標榜し再起を図るとし 思われます。

法が昭和27年施行される 時検定期則、基準器検査

す。このような事から考 規則の作成に参与して以

法が昭和27年施行される 時検定期則、基準器検査

す。このような事から考 規則の作成に参与して以

法が昭和27年施行される 時検定期則、基準器検査

す。このような事から考 規則の作成に参与して以

我が国で、計量制度も整 度量衡法が始めて施行

備が急がれたものの一つ された時行政を担当する

で、計量法の規制対象計 責任者は東京物理学校で

量器の対象範囲を極めて 一年間の教育を受けた後

広いものにしました。古 各県に配置されました。

い歴史を持つ度量衡制度 その後、中央度量衡検定

が必要とされることは、 所が行政、技術と教育の

統一している事であり、 総てを担当しましたが、

継続している事であり、 昭和8年に行政部門が設

科学技術に立脚した合理 立され昭和27年には行

的なものである事によ 政、技術と教育はそれぞ

う。そして計量法の施行 れ分離し行政は本省計量

は技術に立脚した取締行 課、教育は、計量教習所

政であることを考えます が担当し、検定検査技術、

と 計量行政を施行する 比較技術は計量標準と共

現場行政官に技術的な知 に中央度量衡器検定所の

識と技術が得られていこ 所管になりました。計量

るものがあるのではしよ う。先日 大臣からの計

量行政審議会会長に出さ れた諮問を見、二つほど

のブロック会議に参加す る機会を得ましたが、そ

の時にいろいろの話やク チを聞いたりした事も

あって、昔の計量法改正 の時を思い出しながらへ

ソの曲がった戯言をと筆 をとってみました。

現状を見ます時、19 42年中央度量衡検定所

に奉職以来、つい何年か 前まで祝辞、挨拶に度量

衡は貨幣と同じで国の基 本をなすもの、国を治め

るには先ず度量衡を正す なくては、思いもよらな

い変化を感じています。 幾つ位あるのでしょうか。

我が国のように独立行政 法人と云い、しかも非公

務員となると計量行政総 務員と云う必要が無く

なつたのかも知れませ ん。昔 計量標準はアメ

まず始めに 計量法第 1条は計量の基準を定め

とあり、計量単位の制 定とその現示を行わなけ

ればなりません。基本単 位とそれに近い計量標準

が国以外の機関で実施さ れている所は、全世界で

維持管理などのような金 にならない仕事は、冷や

飯を食う事になり取り組 み方も変わってしまった

ようです。

急激な変化は社会生活 に混乱 今度の諮問では合理

リ力から買ってくればよ いと云つた研究所長がい

ましたが、独立行政法人 では収益の考えが優先し

ているように見え、計 量標準の測定精度向上、

維持管理などのような金 にならない仕事は、冷や

飯を食う事になり取り組 み方も変わってしまった

ようです。

計量行政の統一が取り 難くなっている

聞けば計量行政も統一 が取り難くなっているよ

うに見え、隔世の感があ ります。計量行政は確

かな科学的根拠に基づい た理論的法律を、技術を

駆使して施行する行政と 量行政会議や全国或は各

地区の計量技術連絡会議 があり行政の統一に役

立っていました。

統一と云う観点からす れば、各県に於ける規模

の違ひは昔からのもので 決められてしまい、未だ

にその差は極めて小さい との事で、自治事務にし

た意味がないとか。更に 計量法上の特定市の一

つが何時の間にか消えて いたり、人口20万人以上

の特令市に何の準備もな く特定市と同じ様に取り

扱おうとするなど無理を 承知の施策としか言いよ

うもありません。(元日本 計量士会会長、元通産省 計量教習所所長)

第7回 アジア・環太平洋・質量・力・トルク計測国際シンポジウムが 濟州島で開催

計測自動制御学会力学量計測部会顧問 黒須茂

2005年8月31日か 中間の発案によって誕生

ら9月3日にわたり、韓 したシンポジウムであ や団体、それに計測自動

国の濟州島で第七回アジ ア・環太平洋・質量・力・ アジア諸国が加わるな が協賛する形で実施され

ア・環太平洋・質量・力・ アジア諸国が加わるな が協賛する形で実施され

トルク計測国際シンポジ ウム(APMF二〇〇五) 定例行事として定着し 名の参加があり、日本か

が開催された。APMF た。今回は、韓国標準科 学研究所(KRIS) 名が参加した。

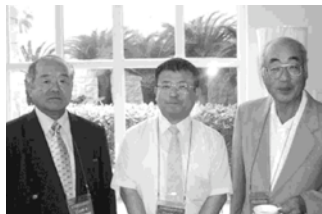
は13前に中国計量科学研 究院王立吉副院長と大阪 が主催し、国際計測連合 会(I-MEKO)のTCC 会挨拶にはじまり、国際

や韓国の計測関連の企業 や団体、それに計測自動 制御学会力学量計測部会 が協賛する形で実施され

た。15ヶ国から140 名の参加があり、日本か 李振民副院長とメト

プログラ副委員長であ る中国計量科学研究所の

氏の名が祝辞を述べ、 引き続いて三件の基調講 演に入った。基調講演で



左から、前田氏、上田氏と筆者

は、(社)日本計量振興協会 会長の飯塚幸三氏による

「日本における力学量分 野での遠隔校正技術の現

状と将来」、英国国立物理 研究所のスタンチュアト・

デビッドソン氏による 「質量の単位「キログラ

ム」の再定義に関する研 究の現状と課題につい

て」、韓国標準科学研究所

の李愚甲氏による「韓国 における質量・力計測の

30年間の進展」について、

それぞれ興味深いホット

な内容が講演された。一 般講演では、質量系15件・

力18件・トルク4件、そ れに加えて密度・重力・

真空などの計測技術に関 する発表も7件と年々開

拓分野は拡大されつつあ る。

初日の歓迎会では、創 始者の一人である大阪工

大高校校長の前田親良先 生が例によって名調子で

祝辞を述べられた。終始、

和やかな雰囲気の中で交 歓が進み、豪華な料理と

濟州島の音楽を楽しん だ。

2日目の晩さん会には 山理天の小野敏郎教授、

前田親良夫妻が座り、育 ちのよくない筆者にはな

んとも堅苦しい異文化を 感じた。それもその筈、

超VIPな鄭先生がテー ブルを立つまで、周りの

テーブルの人たちは気を 使って微動だにしない。

日韓の文化の違いをかい ま見た感じがした。

であり、現在科学技術連 合大学院の総長である鄭

明世氏、飯塚幸三氏、岡 山理天の小野敏郎教授、

前田親良夫妻が座り、育 ちのよくない筆者にはな

んとも堅苦しい異文化を 感じた。それもその筈、

超VIPな鄭先生がテー ブルを立つまで、周りの

テーブルの人たちは気を 使って微動だにしない。

日韓の文化の違いをかい ま見た感じがした。

(5面へつづく)

的、効率的、持続的など 云う言葉がありました

が、持続的と云う言葉は 諮問では初めてのことか

もしれません。持続性と 似ていますが、計量制度

は継続性も重要な事の一 つでしょう。外国の書に

もありましたが、計量制 度の急激な変化は社会生

活に混乱を惹起する等と も言われていました。最

近はその混乱も何するも のぞとも見えます。

た。この小さな国では当 前前の事でしょう。メー

トル法に統一する運動は 明治の初めから続けられ

ていましたが、古くから 使われていた単位を新し

い単位にするとうう大事 業は、大正10年漸く法律

に盛り込まれ、以来計量 関係者の熱意と絶え間な

い努力により、昭和42 年に完全実施になりました。

設備が必要になったり、 ある器種などのように委

譲後数年で検定対象から 除外されるようなことも

ありました。計量行政の 一部が自治事務になった

ことと、地方庁から資格 者が消えて行った事は統

一を妨げた一大要因と思 えます。聞くところによ

れば、一部の手数料が自 治事務になり、地方の裁

量になったと言っても、 国或は他県の様子を見て

決められてしまい、未だ にその差は極めて小さい

との事で、自治事務にし た意味がないとか。更に

計量法上の特定市の一 つが何時の間にか消えて

いたり、人口20万人以上 の特令市に何の準備もな

く特定市と同じ様に取り 扱おうとするなど無理を

承知の施策としか言いよ うもありません。(元日本 計量士会会長、元通産省 計量教習所所長)